

会員各位

(公社) 全珠連道央支部
報告 一條 裕幸

第7回定例常任委員・地区長会報告

- ◇ 日時：2020年8月23日(日) 午後1時00分～2時50分
- ◇ 場所：ホテルライフオーブ札幌
- ◇ 出席者；20名(欠席2名)
【理事】斎藤 徹
【監査委員】石崎 淳夫・高橋 恵子
【顧問】斎藤 泰弘・大隅 晴康(欠)・加藤勝三郎(欠)・加藤 孝幸
【小樽】加茂野禮子【千歳】村山 省三 【岩見沢】村岡 秀仁・山本 真理
【江別】工藤 昭男【赤平】竹山 慶壱 【美唄】奈良まり子
【札幌】下佐 和史・中村 晴兆・高田 直美・清田 裕子・今 容子・阿部 大武・加藤 大悟
(報告書作成)一條 裕幸

◇議題◇

1. 支部名誉顧問・支部特別顧問推戴について

- ★ 昨年より話が出ていました中村裕之衆議院議員の支部名誉顧問推戴について、7月13日(月)小樽の事務所に柳沢先生と共に3名で伺い、快諾を得てきました。本日の総会で承認頂き正式に支部名誉顧問として就任していただくこととなりました。
- ★ 支部長に一任されていましたが加藤勝三郎先生の支部顧問推戴の件ですが、奥様の了解を得られましたので、本日の総会で承認頂き正式に支部特別顧問として就任していただくこととなりました。

2. 会館職員について

7月22日(水)から藤生希衣子さんが勤務しています。
2か月サイクルで曜日を替えて、日野さんが週3日・藤生さんが週2日の勤務となります。
ただし、8月中と9月10月は検定作業のあるときだけ2人で勤務していただきます。

3. 支部会則について

※改正点要約

支部会則及び細則(準則)の改正について・・・本部の承認を得た段階で印刷して配布します。

支部会則改正点

第14条 (2)を削除。

第39条 研修部と広報部を独立させる。

第54条 3「この会則は令和2年7月1日から一部改正施行する。」を追加。

細則は総会で承認を受けた後、本部へ提出し承認を受ける。その後本年7月1日に遡って施行。

今までになかった点として、

- ★ 第1条 代議員は支部総会で会員の中から選任する。まず支部長を優先し選挙せず選任する。
- ★ 顧問および参与に関して、
第3条 総会の決議を経て支部長が委嘱する。顧問及び参与は常任委員会の諮問に応えるものとする。
第4条 顧問は ①支部顧問 ②支部名誉顧問 ③支部特別顧問 の3種とする。
第5条 支部顧問は ①支部長歴任者 ②本部役員歴任者 ③副支部長歴任10年以上で満70歳以上
上記3条件のいずれかに該当する場合、必要に応じて委嘱する。
第5条2 支部参与は支部の運営に特に功績のあった者の中から推戴する

4. 令和2年度補正予算について

新型コロナウイルス感染症に伴う検定受験料収入その他費用の変動に合わせ、補正予算が組まれました。

5. 道央珠算選手権大会について

前回競技部より1月に開催してはどうかとの提案があり、常任委員・地区長会では開催したいとの話で7月検定で各地区で会員の意見を聞いて本日結論を出すことになっていました。賛否ある中

開催した方がよい・・・2名 ， 開催しない方がよい・・・12名 よって本年度は完全に中止

6. 各部より

① 検定部

検定残部問題の販売について

本部は先着順ということです。地区で取り纏めて検定の申込と一緒に(今回は9/14迄)に申し込んでください。

② 競技部

通信珠算競技大会の地区大会を開催する地区は9月14日(月)迄に要綱を支部に提出してください。

賞状は有償で提供@ ¥16。本部から決勝問題の提供はありません。支部で作問して提供予定。

③ 研修部

8月30日(日)札幌「ちえりあ」において新入会員講習会があります。参加者は24名。

札幌15名、岩見沢3名、江別4名、千歳2名

④ 広報部

本日あかしや85号を発行いたします。修正箇所がありましたら連絡をください。

次号の原稿として新入会員講習に参加する先生の中から感想文を書いていただきたいと思います。

⑤ 会計部

受験者増加対策交付金の対象が狭まったため、次年度は相当の減額となる見込みです。

⑥ 総務部

★ 規則集が本部から届きました。各地区にもPDFで提供いたします。

メールに添付して欲しい場合は連絡をください。

★ 新入会員講習は必ず受講してください。今回受講できない場合は次回必須となります。

2回連続で欠席の場合は受講するまで試験委員の登録を停止するというようなペナルティーを考えています。

この講習は4年に1度又は対象者が5名以上になった年度に実施致します。

★ 春からお願いしていましたマスクの回収ですが、30超提供していただきました。ありがとうございました。

後日寄付させていただきます。

★ 令和元年度の全日本珠算選手権大会総合競技問題が本部から提供されました。

希望の地区にはPDFで提供しますので連絡をください。

★ 支部会則及び細則は本部の承認が必要ですから、修正される場合もあります。

修正の有無にかかわらず、承認されたら承認された物を全会員に印刷してお渡しします。

⑦ 支部長から

支部にクレームがありました。地区や会員は別にして、誰が悪いということではなく

生徒や保護者に対する対応に充分気をつけてください。